

# 中国東北地方の僑郷における女性移民の送出プロセス ——「仲介型国際結婚」を中心に

張 龍 龍

The Process of Female Emigration from *Qiaoxiang* in Northeast China:  
From the Perspective of “Brokered International Marriages”

Longlong ZHANG

## Abstract

“Brokered international marriages” were prevalent in the Fangzheng county from the 1990s to the 2000s. These marriages were divided into those based on geographical and kinship ties and those arranged through brokers. The former were concentrated before the mid-1990s and primarily involved “bride searches” in rural areas by the Japanese left-behinds, who utilized the networks they had previously established in rural areas to bring farmers’ daughters to Japan as brides for their sons. These were first-time marriages, with migration pathways formed by Japanese left-behinds from the same rural areas. Contrarily, marriages arranged through brokers emerged slightly later, from the late 1990s onward, as the migration industry was facilitated by individual matchmakers or professional brokerage agencies. While most women were from the peasant class before migration, there were also low-income earners and unemployed women who resided in town. These women tended to be slightly older at the time of migration, and many were divorcees. Their migration pathways were arranged by formal or informal brokers.

In any case, the historical experiences of the Fangzheng County laid the foundation for “brokered international marriages.” The significant economic disparity between Japan and China, regional norms surrounding international marriages, waves of state-owned enterprise reforms and layoffs in town, and bride shortage in Japan’s rural areas, all contributed to the proliferation of such marriages. Subsequently, highly concentrated human networks in rural areas and Japanese language schools became crucial factors. Furthermore, formal and informal intermediary organizations played a decisive role in realizing these “brokered international marriages.” Thus, it was the close collaboration of various actors that enabled the Fangzheng County to collectively send local women to Japan.

## 1. はじめに

1990年代から2000年代にかけて、アジアでは発展途上国の女性と先進国・地域の男性の間に、国際結婚ブームが起こった。これらの婚姻の多くは、知人や友人の紹介、そして先進国の行政主導、さらに民間の仲介業者にもとづいておこなわれたことに特徴があり、「仲介型国際結婚」と呼ばれた<sup>(1)</sup>。本稿で取り上げる、中国東北地方（以下、東北地方）<sup>(2)</sup>出身の女性と日本人男性との結婚が、「仲介型国際結婚」の代表例のひとつである。なお、本稿では、東北地方出身の女性と日本在住の残留日本人二世・三世<sup>(3)</sup>との結婚を国際結婚の範疇に入れ

(1) 李 (2023)。

(2) 本稿では、とくに断りがなければ、中国東北地方を東北地方と略す。

たい。本節では、日本在住の中国人に占める東北地方出身者の割合をみるうえで、東北地方最大の国際移民送出地である方正県の社会的状況を紹介する。

1972年の日中国交正常化まで、日本に在住する中国人は5万人程度であり、彼らは今日でいう「老華僑」である。1970年代、とりわけ1978年に中国の改革開放政策は施行されて以降、日本に移住した中国人は増加の一途をたどっており、彼らは「新華僑」または新移民とみなされた。日本に在住する中国人は、2007年に60万人以上に達し、日本社会における最多の外国人グループとなった。図1は、日本における本籍地別中国人登録者数の推移を示している。同図では、2000年代に東北地方の遼寧省、黒龍江省、吉林省出身者が著しく増加していることは明らかである<sup>(4)</sup>。一番上の太い実線は、東北地方出身者が日本在住の中国人に占める割合を示したものであり、日本に帰化した者はそのなかに含まれていない。ここからわかるように、日中国交正常化以前には、東北地方出身者は福建省や広東省の出身者より少なく、その割合は非常に低かった。1970年代後半から1980年代にかけて、中国残留日本人とその家族が日本に帰国・移住し、日本在住の東北地方出身者の規模が増大した。1980年代末から1990年代にかけて、就学生と留学生、残留日本人家族、研修生の数がしだいに増加し、1990年代末以降、中国人の在留資格は多様化してきた<sup>(5)</sup>。2001年から2011年まで、日本在住の中国人に占める東北地方出身者の割合は39%以上を維持しており、そのうち2001年から2005年まで40%を超えていた。

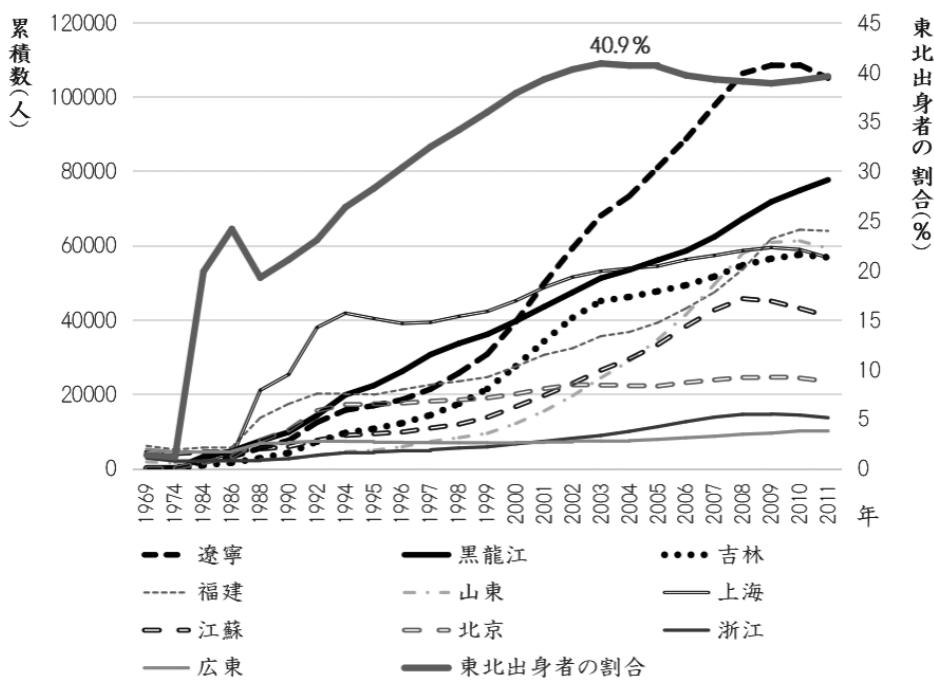


図1 日本における本籍地別中国人登録者数の推移<sup>(6)</sup>

さて、中国では、多くの国際移民を送り出した地域を華僑の故郷という意味で「僑郷」と呼んでいる。清朝末から現代までの百数十年の間に、広東省や福建省、浙江省では、数多くの華僑を送出しており、僑郷のほとんどがこれらの地域に分布しているのは、周知の事実である。中国の南方に比べて、北部では古くから海外への人の移動は活発的ではなく、僑郷もきわめて少ない。方正県は東北地方最大の僑郷とみなされた。図2にあ

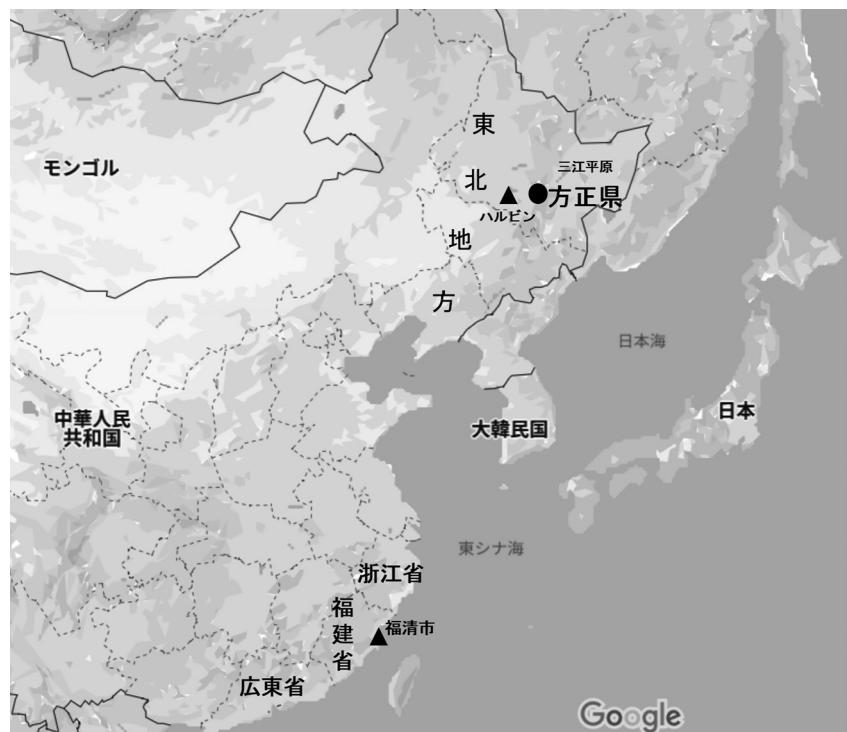
(3) 日本国籍を有する者にかぎらず、帰化していないものの日本永住権を取得した者を含む。

(4) 出入国在留管理庁が公開している関連統計データは2011年までであり、以降のデータは公表されていない。

(5) 張 (2023: 193-199)。

(6) 張 (2025: 155) から再掲したものである。元のデータの出所: 筆者は「都道府県別 本籍地別 外国人登録者」(1969~2011年)にもとづいて作成した。なお、2012年以降のデータは公開されていない。出入国在留管理庁, 2023, 「出入国管理統計統計表」, [https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei\\_ichiran\\_nyukan.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei_ichiran_nyukan.html), 2024年8月1日閲覧。

るよう、方正県は黒龍江省ハルビン市に属する一県<sup>(7)</sup>であり、ハルビン市中心街から約180キロメートル離れた典型的な農村地域である。2010年第6回国勢調査では、農村部の人口は11万強で、総人口の54.82%を占めていた<sup>(8)</sup>。2020年の第7回国勢調査では、農村部の人口の比率は、それまでの都市化の進展によって45.64%へと下がったが、同時期の全国(36.16%)と黒龍江省全体(34.39%)よりかなり高かった<sup>(9)</sup>。こうした産業構造は、後述する「仲介型国際結婚」移民の性格と密接に関連している。

図2 方正県の地理的位置<sup>(10)</sup>

以下では、僑郷に発展するまでの方正県の歴史を概観する。1945年8月まで、方正県には5つの日本人開拓団があった<sup>(11)</sup>。日本の敗戦により、佳木斯など三江平原地域に入植していた開拓団民たちが、ハルビンに向かおうとした。方正県には関東軍の食糧補給基地があり、ハルビンへの通過点であったため、開拓団民たちはまず方正県を目指したという<sup>(12)</sup>。1万人以上は方正県にたどり着いたものの、その約半数は飢餓、寒冷、疾病などにより命を落とした。その結果、取り残された乳幼児および婦女約5,000人が方正県に取り残され、現地に滞留することとなった<sup>(13)</sup>。彼・彼女らはいわゆる中国残留孤児、残留婦人である。それゆえ、方正県は「残留日本人の街」と呼ばれた<sup>(14)</sup>。1963年、「方正地区日本人公墓」は当時の周恩来総理の許可を得て建立された。中国唯一の日本人共同墓地としての同公墓には、戦後混乱のなかで犠牲になった日本人開拓団民の遺骨が納められている。

(7) 中国の主要な行政区画は、「省」>「市」>「区」または「県」>「街道」または「郷・鎮」>「社区」または「村」という階層構造になっている。つまり、中国の「県」は、日本の「県」と異なって、省や市の下にある地方行政単位である。

(8) 黑龍江省統計局、黒龍江第六次人口普查办公室主編(2012)より算出。

(9) 黑龍江省統計局、黒龍江省人民政府第七次全国人口普查领导小组办公室主編(2022)、国务院第七次全国人口普查领导小组办公室主編(2022)より算出。

(10) Google map より筆者作成。

(11) 郭、曹(2009: 25-40)。

(12) 方正友好交流の会、2024、「中国に存在する『日本人公墓』を知っていますか?」、<http://www.houmasa.com/index.php>、2025年8月1日閲覧。

(13) 山下ほか(2013: 95-120)。

(14) 『信濃毎日新聞』朝刊、2011年8月20日。

1972年の日中国交正常化により、方正県に在住していた残留日本人および家族の日本への帰国・移住が開始された。その後数十年、日本への連鎖移住は続いた。中国には、日本に多くの中国人を送り出す「源流」の地域がふたつあり、そのうちのひとつが方正県である<sup>(15)</sup>。2024年12月時点で、海外に居住している方正県出身者は約93,000人であり、同県の総人口数の50%を占めている<sup>(16)</sup>。そのうちの78%が日本で生活しており、その多くはフォーマル／インフォーマルな仲介業者の斡旋を経て日本に嫁いできた女性、いわゆる「仲介型国際結婚」移民である<sup>(17)</sup>。本稿では、東北地方最大の僑郷である方正県を取り上げ、「仲介型国際結婚」をおこなう女性の日本への送出プロセスを解明する。

## 2. 先行研究のレビュー

これまで「仲介型国際結婚」に関する研究は、数多く蓄積された。ここでは、本稿に直接関連する、発展途上国、とりわけ中国出身の女性と日本人男性との「仲介型国際結婚」に関する実証研究をレビューする。

まず、柳（2013）は、1980年代以降、出稼ぎや国際結婚を目的として日本に移住した韓国人女性を対象に、彼女らの移住要因と日本での生活過程をジェンダー視点にもとづいて明らかにした。同研究は、韓国人女性の日本への移住要因について、送り出し側と受け入れ側の社会状況というマクロレベルから分析した。とりわけ、送り出し側の韓国社会にあるプッシュ要因をつぎの3点にまとめた。第一に、1980年代後半以降、グローバル資本主義は本格的に展開し、それにともなって「国際移動の女性化」が発生した。このような背景下で、各分野での法的地位が向上しつつある韓国人女性が、「より高い収入を求めて主体的に日本へ出稼ぎに」<sup>(18)</sup>來た。第二に、韓国政府は対外依存的な経済成長政策を実施し、その一環として、外貨獲得のための観光誘致政策を施行した。それによって、韓国を訪れる日本人が増加した。その結果、人的交流の深化は、韓国人女性の来日選択に対して直接的・間接的な影響をおよぼした。第三に、1990年代末以降における韓国の経済社会状況の悪化は、男性よりも女性に、また低学歴者よりも高学歴者に、若年層よりも中高年層に対してより強く影響をおよぼした。その結果、高学歴や中高年層に属する女性たちが、韓国社会に対して将来性を見出せなくなり、移住を志向する契機となつた<sup>(19)</sup>。

つぎに、李（2023）では、日本の東北地域に嫁いだ韓国人女性を対象に、女性の移住過程と移住後の課題を綿密に分析している。この研究によれば、日本における「仲介型国際結婚」研究は、1980年代後半から1990年代後半までの第1期、2005年から2011年までの第2期、2011年以降の第3期という三つの段階に分かれる。1980年代後半から、日本の東北地域では、農村の後継者不足や嫁不足問題を解決するために、行政主導の「仲介型国際結婚」をおこなった。1990年代以降、行政主導が社会から批判を受けるなかで萎縮し、そのかわりに仲介業者による国際結婚が広がった。佐藤（1989）や仲野（1998）を代表とする第1期の研究では、「主に仲介や斡旋による国際結婚の構造的問題、社会的ジェンダー問題に焦点」<sup>(20)</sup>を置いており、移住した女性たちを「グローバルな経済的格差や家父長制の中の犠牲者」<sup>(21)</sup>と捉えた。第2期以降の研究では、結婚決定と地域社会に定着していくことに際しての女性当事者の主体性（エージェンシー）を強調するようになり（柳2005）、とりわけ「さまざまな苦境にも届」せず、「逞しく自分の道を開」いたという「望ましい移動」の一面を明らかにした<sup>(22)</sup>。韓国人女性の移住自体について、李（2023）は「イエの維持・存続、ムラの崩壊防止、

(15) 『朝日新聞』朝刊、2010年4月25日。もうひとつの地域が福建省福清市である（図2参照）。同新聞記事では、方正県は残留日本人の帰国に起因する日本への連鎖移住に特徴があり、他方の福清市は1980年代から1990年代までに密航組織「蛇頭」を介する日本への密航に特徴があったという。

(16) 哈爾濱市方正县人民政府, 《方正县僑乡总体概況》(2024年11月25日), [http://www.hrbfz.gov.cn/fzx/c109793/202411/c01\\_889977.shtml](http://www.hrbfz.gov.cn/fzx/c109793/202411/c01_889977.shtml), 2024年11月24日閲覧。

(17) 2024年7月8日にハルビン市帰国華僑連合会に対して実施したインタビュー調査（後述）より。

(18) 柳（2013: 264）。

(19) 柳（2013: 264）。

(20) 李（2023: 42）。

(21) 李（2023: 41）。

(22) 李（2023: 41）。

または夫本人と親の介護」という日本側のプル要因と、「社会的に経済的に弱い立場に追い込まれた」という韓国側のプッシュ要因が働くなかでカップル・マッチングがおこなわれたと指摘する<sup>23)</sup>。

つづいて、郝（2012、2021）では、日本、中国大陸、台湾、ベトナムでの調査を通じて、東アジアの「仲介型国際結婚」（同研究では「紹介型国際結婚」と呼ぶ）の実現をめぐるトランスナショナルな構造条件と、女性の主体形成、越境する親密性を明らかにした。とりわけ、中国人女性と日本人男性の「仲介型国際結婚」について、結婚になるまでの流れを8ステップ——①日本人男性が仲介業者で交際したい女性を選ぶ、②女性に交際を申し入れる、③女性が同意したら、手紙かメール、インターネットのテレビ電話で交流する、④実際に会うため、男性が中国に行く、⑤会って、双方が同意するなら婚約する、⑥男性が日本に帰国し、交際を続ける、⑦男性がふたたび中国に行き、中国で結婚式を挙げる、⑧女性がビザを取得し、日本へ移住する——に分けて説明した。郝の研究では、詳細な事例分析をとおして、「仲介型国際結婚」の達成における仲介業者の役割を解明した。

また、日本の農村に嫁いだ中国人女性を研究した賽漢卓娜（2011）では、中国人女性の国際結婚をめぐる送り出し側のプッシュ要因を中国の経済成長による女性の周縁化と、新しい形態の家父長制にまとめた。前者では、経済成長とともに、農村の若年女性は、都市へ出稼ぎに行って「雇用の調節弁」の機能を果たした。しかし、長期間にわたる出稼ぎは、出身の「共同体に戻れないほど出身社会から切り離される現状」を作り上げた。そして、戸籍制度により、彼女らは都市戸籍を取得できず、都市社会の周縁に身を置かざるを得なかった。都市出身の女性においても、解雇された者や、「再婚願望があっても叶わない離婚経験者や死別者などさまざまな側面で周辺化された女性たち」<sup>24)</sup>は、経済体制が変化しているなかで、「不安定な立場に追いやられことが多い」とされている<sup>25)</sup>。後者の新しい形態の家父長制については、「改革開放とともに現れた風俗業」は、「男尊女卑、また男主女従という伝統的な観念を形を変えて復活させ、存続させ、さらに強化させている」<sup>26)</sup>。具体的に説明すれば、都市部を中心とした経済的先進地域の男性が、社会的に弱い立場に置かれ、風俗業に従事せざるを得なかった女性の性的サービスを受ける、という不均衡なジェンダー関係が生じた。こうした送り出し側の社会的状況のもとで、一部の女性にとって、日本に嫁ぐことはひとつの「輝かしい道」であるという。

さらに、王・三好（2024）では、日本の東北地域で長年暮らしている中国人は、主として「仲介型国際結婚」（同研究では「結婚移民」と呼ぶ）の女性であり、うち中国東北地方出身者が圧倒的に多いことを指摘した。同研究によれば、2000年までは「仲介型国際結婚」の女性は「アジア人花嫁」として一括りにされ、受け入れ側の視点から研究されていた。それに対して、2000年以降は女性の主体性や出身社会の文脈が考慮されるようになった。しかしながら、いずれも女性一人ひとりの人生経験については、詳細に研究してこなかった。それをふまえて、同研究では、「二つの東北」の痛み、すなわち、中国東北地方における国有企業共同体の弱体化と植民地時代の痕跡、日本東北地域の震災に向き合いながら力強く生を営んでいる女性の姿を描写している。

最後に、東北地方最大の僑郷に関する研究は非常に限られているが、山下ほか（2013）は、方正県がいかにして僑郷に発展していったのかを解明した。同研究によると、①残留日本人の帰国にともない、多くの方正県出身者が血縁・地縁関係を利用して親族訪問、出稼ぎ、国際結婚、留学などの形で日本へ渡り、日本に定住または長期滞在するようになった。②そして、方正県在住の親族への送金などを通じて、日本からの資金が方正県へ流入するようになった。③地元政府も僑郷の特色をいかして発展計画を推進し、方正県の中心市街地には、日本との密接な関係を示す店舗や施設が多数みられることがわかった。ただし、同研究は方正県僑郷の発展過程に焦点を置いており、方正県出身者の日本への移動・移住プロセスについては詳細に分析していない。方正県の国際結婚ラッシュをルポした田中（2007）では、方正県の女性たちが日本人との結婚に執着した原

23) 李（2023: 110）。

24) 賽漢卓娜（2011: 77）。

25) 賽漢卓娜（2011: 77）。

26) 賽漢卓娜（2011: 121）。

因について、成長率 9% を超えたスピードで発展する中国「の高揚感の狭間で、見えているのに簡単には手の届かない世界、金のある世界へたどり着きたいという焦燥感」(田中 2007: 174) にまとめた。そして、「焦燥感を金のある世界への情熱にふり向けた農村女性たちが、ぞくぞくと日本を目指してゆく」(田中 2007: 174) という。

国際結婚を含む国際移住研究の領域では、大部分の研究が移住に関する主観的意思と個々の能力、移住後の経験と体験に焦点を当てており、移住過程自体は当然視していた。それゆえ、多くの研究では、移住を可能にした客観的な外的要因と具体的なメカニズムを検討していない<sup>27)</sup>。国際移住に関する社会学研究のほとんどが、受入国の文脈から移住の動機と移住後の生活というふたつの課題に対して分析をおこなっている。そのため、移住に対して送出国がどのような役割を果たしているのか、などの課題については、送出国の視点を取り入れる実証的研究が少ない<sup>28)</sup>。「仲介型国際結婚」に関するこれまでの研究、とりわけ 2000 年代以降の研究では、まさに結婚と移住に対する女性の主観的意思と個々の能力、エージェンシーを中心に分析してきた。そして、移住を可能にした外的要因の検討において、送出国の視点が取り入れられたものの、そこでは主に送出国の社会的・経済的構造に起因するものがプッシュ要因として位置づけられており、送出プロセスにおける地域社会の役割については、なお議論の余地が残されている。移民研究とジェンダー研究の統合を研究した青山 (2024) は、「移民の女性化」における地域差について、経済を中心としたマクロな構造的問題にも個人のミクロな経験にもとどまらず、地域社会の動きからの考察も必要だと指摘した。よって、送り出し地域は、海外に移民を送出するにあたってどのような役割を果たしているのか、どのようなアクターがいかに連携して動かすのか、などの課題を解決する必要がある。本稿では、送出地域社会の役割に焦点を当てながら、方正県における女性移民の送出プロセスを解明する。

### 3. 研究目的と方法

#### 3.1 研究目的と課題

本稿では、1972 年の日中国交正常化以降、「仲介型国際結婚」を通じて日本に移住した方正県出身の女性を研究対象とする。研究目的は、方正県から日本への女性移民の送出プロセスをマクロ水準での地域社会の変動・歴史的経験・規範と、メゾ水準でのフォーマル／インフォーマルな中間組織の対応、移住者ネットワークを連結しながら明らかにし、とりわけ「仲介型国際結婚」の達成に対する送出地域社会の役割を解明することである。具体的には、つきの三つの考察項目を課題とする。

##### 課題一：移住の選別メカニズムの解明

具体的には、「仲介型国際結婚」経験者は、日本へ移住する前にどのような階層にあったのか。なぜそのような階層に集中したのか。

##### 課題二：移住経路の解明

方正県の女性はいつ、またどのような手段を使って「仲介型国際結婚」を実現したのか。時代や移住者の社会的属性ごとに、移住経路はいかに異なるのか。なぜそのような違いがあるのか。

##### 課題三：移住に対する送出地域の役割の解明

方正県では、地域社会の変動や、国際結婚をめぐる歴史的経験と地域規範、さらに送出社会と受入社会をつなぐ中間組織や移住者ネットワークには、どのようなものがあるのか。これらが、「仲介型国際結婚」の達成に対してどのような役割を果たしたのか。

#### 3.2 研究方法

本稿の分析にあたって、つきの三種類の調査データを用いる。

①ハルビン市帰国華僑連合会、方正県帰国華僑連合会に対するインタビュー調査データ。2024 年 7 月に、

<sup>27)</sup> Lindquist et al. (2012).

<sup>28)</sup> 周敏, 《国际移民社会学实证研究的反思》广州大学南国讲堂之社会学第 7 讲, 2024 年 12 月 11 日。

筆者は国際移住に関する地域社会の歴史的経験と規範、社会変動と方正県からの海外への人口流出について、それぞれハルビン市、方正県の帰国華僑連合会に対して、2時間以上におよぶインタビュー調査を実施した。中華全国帰国華僑連合会は、「中国共産党の指導下にある、帰国華僑、華僑家族からなる全国的な人民団体であり、党と政府が広範囲にわたって帰国華僑・華僑家族・海外華僑華人を結びつける架け橋と紺」<sup>(29)</sup>である。帰国華僑連合会は事実上、中国政府機関であるため、上記の調査データは、地元政府レベルの回答とみなすことができる。

②元方正県出国仲介業者職員 CI-1、元方正県帰国華僑連合会職員 CI-2 に対するインタビュー調査データ。CI-1 と CI-2 は 1990 年代から 2010 年代にわたって、方正県出身者の海外への移住業務に携わっていた。また CI-2 は政府機関に務めながら、政府と出国仲介業者の架け橋として活躍していた。2025 年 1 月に、方正県出身者の日本への移住経路、そして移住の実現に対する政府と仲介業者の役割について、それぞれ CI-1、CI-2 に対してインタビュー調査を実施した。これらのインタビューは、中国側の中間組織に対する調査データとみなすことができる。

③方正友好交流の会会報『星火方正』および郭相声・曹松先『方正僑郷史話』という資料データ。まず、前述したように、1963 年に「方正地区日本人公墓」が建立され、そこには日本人開拓団民の遺骨が納められている。1993 年に方正地区支援交流の会は、「公墓の存在を広く知らせるため」に東京で発足した。同会は方正県の「農業発展や日本語教育の支援もしてきた。しかし、会長が 2002 年に亡くなり、会の活動は休止状態」となってしまった<sup>(30)</sup>。2005 年 6 月に、「方正県に存在する日本人公墓（中略）の維持・管理活動の支援、方正県を中心とする中国東北地方との友好交流を目的」として、方正友好交流の会再編総会は開催された<sup>(31)</sup>。同会は、2005 年 6 月から会報『星火方正』<sup>(32)</sup>を発行しており、2024 年 12 月現在で 39 号を数える。会報には、方正県での生活経験をもつ日本人の回想や、民間人の方正県訪問記録、方正県の社会現状に関する報告などが数多く掲載されている。つぎに、2009 年に郭相声・曹松先を著者として出版された『方正僑郷史話』には、方正県で暮らしていた残留日本人の帰国記録、1980 年から 2008 年までの日本政府および民間団体の方正訪問記録、ならびに方正県政府役員の訪日記録などが掲載されている。本稿では、これらの記録資料を引用する。

## 4. 方正県における女性移民の送出プロセス

1990 年代から 2000 年代にかけて、方正県の女性と日本人男性<sup>(33)</sup>の結婚が盛んにおこなわれた。こうした結婚による移住は、地縁・親縁によるものと業者を通じたものというふたつの類型に分かれており、いずれも「仲介型国際結婚」である。本節では、国際移住や国際結婚に関する方正県の歴史的経験を紹介するうえで、「仲介型国際結婚」をおこなう女性移民の送出プロセスをこれらのふたつの類型から分析する。

### 4.1 地域の歴史的経験——残留日本人および家族の帰国・移住

戦後、方正県で暮らしてきた残留孤児は 700 人以上におよび、認定された残留孤児の四分の一を占める<sup>(34)</sup>。彼らは「中国人」として養父母に育てられ、成人後、中国人と結婚し、家族を形成してきた。また 1945 年 12 月時点で約 4,000 人の日本人女性が方正県に滞留しており、その多くが方正県地元の男性と結婚（または再婚）し、1972 年の日中国交正常化まで残留婦人として同県で生活を営んできた<sup>(35)</sup>。

(29) 中華全国归国华侨联合会, 2023, 《中華全国归国华侨联合会章程》, <http://www.chinaql.org/n1/2023/0927/c419637-40086466.html>, 2024 年 11 月 24 日閲覧。

(30) 『朝日新聞』朝刊、2005 年 6 月 8 日。

(31) 大類善啓編集 (2005: 19-20)。

(32) 全称は『方正友好交流の会会報・星火方正——燎原の火は方正から』である。

(33) 日本在住の残留日本人二世・三世を含む。張 (2023) によれば、1980 年代までに日本に移住した残留孤児二世のほとんどが日本に帰化した。方正県出身の残留日本人二世・三世は 1980 年代に集中的に日本へ移住しているため、彼らの多くは日本国籍を取得したと推察される。

(34) 郭、曹 (2009: 123)。

(35) 2025 年 1 月 11 日に CI-1 に対して実施したインタビュー調査より。

残留婦人は身元判明者であり、1970年代に多くの者は、日本にいる親族の協力を得て帰国を実現した。さらに1981年に、日本政府は残留孤児の帰国援護事業を開始した。1980年代において、方正県に在住する残留日本人のほとんどが帰国を実現しており、その家族の日本移住もピークを迎えた。1989年6月時点で、方正県にまだ200人の残留日本人が暮らしていたが<sup>36)</sup>、その背景には、身元が判明していても、肉親が帰国に同意しない場合には帰国が認められないという政策があった。1994年4月に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」が公布され、すべての残留日本人の帰国が可能となった。それにより、方正県に残留し続けていた日本人のほとんどが帰国したという。ただし、残留婦人二世・三世家族の移住は、1980年代を中心とする残留孤児二世の移住期と異なり、1990年代までに続いたことである。この状況は、残留婦人二世の年齢構造および残留日本人二世に対する移住政策に起因している。すなわち、親が帰国する時点ですでに成人していた二世は、自費での移住を求められるだけでなく、先に帰国した親が経済的に自立しないかぎり、日本へ移住してはならないとされた。

さて、方正県在住の残留日本人および家族が日本へ帰国・移住する直前にどのような階層にあったのかを、前掲した『方正僑郷史話』の記録を通じて確認しよう。同資料には残留婦人43人と残留孤児88人の帰国記録が掲載された。帰国直前の職業について、残留婦人では農業34人、職員事務ほか6人、不明3人である。残留孤児では農業52人、工場労働14人、職員事務ほか20人、不明2人である。農業に従事していた残留婦人と残留孤児の比率が79.1%と59.1%であり、どちらも高かった。大部分の残留日本人および家族が帰国・移住まで農村地域で暮らしており、そこで構築してきた人間関係や人的ネットワークが後述する残留日本人二世・三世の「嫁さがし」の実現に大きく寄与することとなった。

## 4.2 「仲介型国際結婚」をおこなう女性移民の送出プロセス

### (1) 地縁・親縁にもとづく結婚移住——残留日本人二世・三世の「嫁さがし」を中心に

まず、残留日本人二世・三世の「嫁さがし」を中心とした「仲介型国際結婚」をみていく。長年、方正県で出国仲介業務に携わっていたCI-1の語りでは、結婚によって日本へ移住した女性のなかには、農村出身者が圧倒的に多い<sup>37)</sup>。その原因のひとつが、地縁・親縁にもとづく残留日本人二世・三世の「嫁さがし」が農村地域で広がったことにある。前述したように、大部分の残留日本人家族は方正県の農村地域で暮らしていた。そのため、彼らは農村にネットワークを持った。1980年代末から1990年代にかけて、日本にいる残留孤児二世や残留婦人二世・三世は、「言葉や習慣の違い、収入の格差」が主要な原因で日本社会の一般構成員との結婚が難しく<sup>38)</sup>、その多くは「故郷の方正県を訪れて結婚相手を探し、連れ帰る」という策を探った<sup>39)</sup>。ただし、残留日本人家族は、かつて農村地域でいくらネットワークを築いたとしても、自ら地元の若年女性に接触するのではなく、農村に在住する知人友人や親戚の斡旋を介して「嫁さがし」を展開したのである。地元在住者による斡旋を通じて、女性の人柄や家柄を確認でき、複雑な結納金問題を回避できるためである<sup>40)</sup>。そして、相場が決まっているものの、斡旋者に謝金を払うことは一般的であったという。この点からも、残留日本人二世・三世の「嫁さがし」が「仲介型国際結婚」の一類型であることは明らかである。

『星火方正』に掲載された事例から確認できるように、かつて方正県で暮らした残留日本人の多くは5人以上の子どもをもうけており<sup>41)</sup>、第二世代までで数えるだけでも、大家族だった。残留日本人二世・三世との「仲介型国際結婚」を通じて日本へ移住した方正県出身者は、方正県にいる年下のきょうだい、とりわけ妹たちに日本人男性を紹介し、国際結婚という日本への移住経路を用意した。さらに、方正県は「残留日本人の街」であったことから、残留日本人の多くは帰国以前に知り合いであり、帰国にむけた情報交換などで協力し合った。

36) 『朝日新聞』朝刊、1989年6月23日。

37) 2025年1月11日にCI-1に対して実施したインタビュー調査より。

38) 張 (2023: 149)。

39) 『朝日新聞』朝刊、2010年4月25日。

40) 2025年1月11日にCI-1に対して実施したインタビュー調査より。

41) 中島 (2019)、松崎 (2022)。

連携し続けてきた彼らは帰国以降も、長野県下伊那郡や泰阜村、千葉県に集住する傾向があった<sup>④2</sup>。そして、彼らは競合するように方正県で「嫁さがし」をおこない、日本へ呼び寄せたという<sup>④3</sup>。こうした家族または親族の構造、集住先での呼び寄せ風潮が、結婚による連鎖移住のさらなる広がりを促進した。方正県の農村地域においては、初期移住者を契機としたネットワーク型の連鎖移住が展開され、最終的に村落全体が日本への移住を果たす事例も少なからず見受けられたという<sup>④4</sup>。元方正県出国仲介業者職員 CI-1 は農村出身であり、その出身の村にはかつて 3 名の残留孤児が暮らしていた。他の村落と比して、同村から渡日した人が少ないという。それでも、2010 年時点では 80 戸のうち、15 戸は 3 名の残留孤児と親縁または親友関係にあり、そのいずれの家にも日本へ移住した者がいる。とりわけ、15 戸の大半の若年女性が、3 名の残留孤児や先に移住した者の斡旋を経て、日本在住の残留日本人二世・三世に嫁いでいる。元方正県帰国華僑連合会職員 CI-2 は、方正県における残留日本人二世・三世の「嫁さがし」について、つぎのように語っている。

残留孤児や残留婦人の帰国をきっかけに、その子どもや孫たち、そして彼ら、彼女らと血縁・親縁にある者のほとんどが日本へ移住していきました。1980 年代、1990 年代の方正県の農村では、みんな貧乏でしたので、縁故にある人は先を争って行ったのではないですか。1980 年代末以降、先に日本に行った人びとの子どもたちは成人したので、結婚相手を求めるために方正に続々と来たわけですね。とくに男の子は日本国内の結婚市場で周縁化されたので、方正に戻ってきて嫁さんをさがして、見つけたら結婚して、日本に連れていきました。<sup>④5</sup>

CI-2 の語りにもあるように、1980 年代から 1990 年代までにおける中国と日本の経済格差が大きかった。たとえ方正県の都市部に在住した残留日本人でも、1990 年時点での平均月収は 60 元（当時約 2,100 円）であった<sup>④6</sup>。かつて同じ貧乏だった残留日本人家族が方正県に一時帰省した際、「金持ちに変身し、立身出世した」<sup>④7</sup>ようにみえた。このように、残留日本人の帰国やその家族・親族の呼び寄せ、「嫁さがし」は、彼らを送り出した農村地域、さらに方正県全域に大きな影響をおよぼした。とりわけ個人または家族の経済状況の改善を目指す人びとのなかには、「富を望めば、日本へ行こう」<sup>④8</sup>という風潮が形成された。しかし、1990 年代から 2000 年代前半までにおける農村地域の人びとは、高校卒業以上の学歴や特殊な技能もなく、「留学や技能などのビザの取得に比べて、結婚のほうがもっと取りやすかった」という<sup>④9</sup>。これが、なぜ多くの農村出身者が結婚によって日本へ移住したか、に関するもうひとつの原因であった。

## (2) 業者を通じた結婚移住——ひとつの移民産業として

「仲介型国際結婚」のもうひとつの類型が業者を通じた結婚である。この類型がさらに国際結婚仲介会社というフォーマルな業者を通じたタイプと、仲人というインフォーマルな業者のタイプに分かれる。1990 年代から 2000 年代までに、方正県には国際結婚仲介業者が軒を連ねるほど多かった。それに、日本在住の方正県出身者のなかに、仲人として出身地の女性を日本人男性に紹介し、両方から仲介料をとる人が多かった。CI-1 は、方正県での国際結婚仲介活動について、つぎのように語った。

1990 年から十数年間、方正県には結婚仲介会社がとくに多かったです。多くの業者は、方正県政府を通じて日本側の仲介業者と連携しながら活動を展開していました。そして、我々のようなちゃんとした会社と違っ

④2 吉田（2006）、山田（2008）。

④3 2025 年 1 月 17 日に CI-2 に対して実施したインタビュー調査より。

④4 2024 年 7 月 8 日にハルビン市帰国華僑連合会に対して実施したインタビュー調査より。

④5 2025 年 1 月 17 日に CI-2 に対して実施したインタビュー調査より。

④6 『朝日新聞』朝刊、1990 年 3 月 3 日。

④7 2025 年 1 月 11 日に CI-1 に対して実施したインタビュー調査より。

④8 2025 年 1 月 11 日に CI-1 に対して実施したインタビュー調査より。

④9 2025 年 1 月 11 日に CI-1 に対して実施したインタビュー調査より。

て、個人レベルの仲人も多かったです。主に日本に在住する方正県出身者ですが、彼らは独身の日本人男性を方正現地に連れてきて、地元の女性とお見合いをさせます。ペアリングに成功したら、仲介料をもらうそうです。日本に嫁いだ女性の大部分が農村出身で、そのうち中国で離婚した人が半数近くだったのではないかと思います。都市部出身の人もいますが、失業した者や収入が少ない者がメインです。仲介料が高いですから、彼女らは家屋や土地を売って借金してまで日本へ行くんです。日本で稼いだお金を方正県に持ってきて返済するわけです。<sup>50)</sup>

語りにあるいくつかのキーワードを確認しながら、送出地域社会の役割を解明していく。まず、仲介料である。ハルビン市帰国華僑連合会によれば、2000年代に、個人レベルの仲介と専門的仲介業者のどちらも、「仲介料金が8万元から10万元まで」であり、これは当時の人びとにとって高額だった。しかしながら、「彼女らは家庭の経済状況も悪く生活水準も低かったので、あらゆる方法を尽くして借金やローンをしてまで海外へ出ようとした」<sup>51)</sup>のである。また「利子付きの借金を出してくれる仲介業者が多く」<sup>52)</sup>、業者に借金して渡日を実現したケースも多かったという。つまり、「仲介型国際結婚」は方正県でひとつの移民産業だった。彼女らは日本に移住した後、「運がよければ、夫から援助を得て早いうちに返済できるが、自力であれば、おおむね3年かかる」<sup>53)</sup>のが現実だった。また、返済し終えてからも、実家に送金し続けることは一般的であった。このように、借金してまで日本へ移住した背景には、「仲介型国際結婚」に関する地域規範があった。方正県では、日本に嫁いだ女性は「能力がある人だ」とみなされ、その後、「錦を飾って故郷に帰るというふうに、方正に残った親やきょうだいに誇りを持たせる」立場に位置づけられた<sup>54)</sup>。農村地域ほどこの規範が強く現れた。

そして、都市部出身で失業した者の経験である。中国では、1990年代後半からの市場化の進展にともない、東北地方は国有企业の集中地として、全国に先駆けて国有企业改革とリストラを開始した。2010年代初頭までの十数年間、東北地方は国有企业改革がもつとも進んだ地域となっており、解雇の波からもつとも大きな被害を受けた地域ともなった。解雇の波が押し寄せた後、失業者たちは生計を立てるために就職の機会を求めて東北地方を離れ、国内の他地域や海外へと大量に流出していった<sup>55)</sup>。方正県都市部も多くの失業者を出しており、そのうちの女性が国際結婚を、男性が技能ビザを通じて日本へ移住していった<sup>56)</sup>。つぎの元方正県帰国華僑連合会職員CI-2の語りからもわかるように、女性の国際結婚に対するリストラの影響が大きかった。「方正県には多くの国有企业があったが、企業改革以降、とりわけ失業した女性が何とかして日本に」移住していくという<sup>57)</sup>。移民研究者のサッセンは、労働と資本の国際移動を論じる際に、外国企業の現地工場が潜在的な移民を生み出すと指摘した<sup>58)</sup>。端的に説明すれば、現地に「進出した工場で働く人たちはその国の文化や技術に触れる。そして価値観の変化がもたらされ、両国の間にはつながりが形成される」ことになる<sup>59)</sup>。2012年時点では、方正県に286社の日系企業と華僑関連企業があった（写真1）<sup>60)</sup>。9万人<sup>61)</sup>が住む都市部に、日本関連の企業がこれほど進出したことは、それらの企業で働いたか否かを問わず、人びとに日本社会を身近に感じさせ、彼らが日本を第一の移住先として選ぶことにプラスのインパクトを与えたと推察される。

<sup>50)</sup> 2025年1月11日にCI-1に対して実施したインタビュー調査より。

<sup>51)</sup> 2024年7月8日に方正県帰国華僑連合会に対して実施したインタビュー調査より。

<sup>52)</sup> 2025年1月11日にCI-1に対して実施したインタビュー調査より。

<sup>53)</sup> 2024年7月8日に方正県帰国華僑連合会に対して実施したインタビュー調査より。

<sup>54)</sup> 2025年1月11日にCI-1に対して実施したインタビュー調査より。

<sup>55)</sup> 国有企業改革期における中国東北地方出身者の日本への移動について、張（2025）を参照されたい。

<sup>56)</sup> 2025年1月17日にCI-2に対して実施したインタビュー調査より。

<sup>57)</sup> 2025年1月17日にCI-2に対して実施したインタビュー調査より。

<sup>58)</sup> サッセン（1992: 47）。

<sup>59)</sup> 永吉（2020: 18）。

<sup>60)</sup> 山下ほか（2013: 109）、2024年7月8日に方正県帰国華僑連合会に対して実施したインタビュー調査より。なお、華僑関連企業のほとんどが日本から帰国した華僑が設立した企業と、日本在住の華僑によって出資されて設立された企業であった。

<sup>61)</sup> 黑龙江省统计局、黑龙江第六次人口普查办公室主编（2012）より算出した。



写真1 方正県工業園区にある日系企業（2024年7月9日筆者撮影）

つづいて、日本側の仲介業者との連携状況を確認する。1985年、男性の未婚率の高さに悩んだ山形県朝日町が国際結婚推進事業を企画した<sup>62</sup>。これがアジアの発展途上国の女性と日本人男性との結婚、いわば「ムラの国際結婚」の嚆矢である。1980年代後半以降、山形県のみならず、日本の東北地域全体では、後継者不足や嫁不足問題を抱えており、それを解決するために、国際結婚の仲介事業が推進された<sup>63</sup>。方正県と姉妹都市関係を結んだ大石田町においては、1989年時点では「農業の後継者難問題を解決するために、中国の娘さんが、日本の農業青年と結婚するようになってくれたらと、望みを託す」<sup>64</sup>という状況だった。1990年代以降、行政主導の国際結婚推進事業は社会から批判を受けるようになり、「行政が開けた小さな穴は、民間参入で一気に広がった」<sup>65</sup>といったように、国際結婚推進業務の担い手が自治体から民間に移った。たとえば、山形県長井市の佐藤雪男氏は、かつて残留孤児を引き受けた経験をいかし、1995年に国際結婚の仲介会社を立ち上げた。同年、同会社は方正県と協議書を交わし、方正県の女性と山形県内の男性との仲介を始めた。2006年までに40組が誕生したという<sup>66</sup>。

日本の仲介業者が方正県政府を動かすことができた背景には、方正県政府と日本政府・民間団体との緊密な交流活動があった。『方正僑郷史話』の記録では、1980年代初頭における藤原長作氏による方正県の水稻作の技術指導をきっかけに、2007年末までに方正県が受けた日本政府や各地の民間団体の訪問が170回に及んだ。県政府は、訪問してきた日本人に親しみを持たせるため、「日本風情街」を作り（写真2）、2006年から県内都市部で新規開業する商店の看板に日本語を併記させる策をとった（写真3）<sup>67</sup>。そして、方正県政府レベルの日本訪問も2008年2月まで18回に達した<sup>68</sup>。中国にある2,800以上の県のなかで、日本との交流頻度がこれほど高いのは、方正県のみだった。さらに、日本政府は1996年7月からの三年間、「方正県における水稻耕作機械化技術並びに肉用牛生産振興を図る」ために、方正県に対して政府開発援助（ODA）を実施した<sup>69</sup>。このような社会的背景のもとで、方正県政府は日本への女性の送出事業を積極的に推進し、日本の仲介業者に協力的な姿勢を示した。前述した長井市の事例にあるように、方正県政府は、日本側の仲介業者と協議書を交わして友好的な関係を築き、地元の業者とも連携しながら、日本に嫁ぐ意欲を示す女性を選別・送り出す体制

62 『朝日新聞』山形版朝刊、2007年1月6日。

63 李（2023: 47）。

64 『朝日新聞』朝刊、1989年6月23日。

65 『朝日新聞』山形版朝刊、2007年1月6日。

66 『朝日新聞』山形版朝刊、2007年1月6日。

67 『朝日新聞』朝刊、2010年4月25日；『朝日新聞』朝刊、2011年8月8日。

68 郭、曹（2009: 228-267）。

69 牧野（2006: 27）。

を整えていた<sup>(70)</sup>。



写真2 「日本風情街」にある日本式別荘  
(2025年1月11日筆者撮影)



写真3 看板に日本語を併記した店舗  
(2024年7月10日筆者撮影)

このような結婚移民産業は、日中双方の業者にとって利益が見込めるものであり、さらに広義には、方正県と日本の東北地域にとっても相互利益をもたらす関係といえる。具体的にいえば、方正県側では女性は渡日を実現しただけでなく、その後の彼女らからの送金によって、県全体として外貨を獲得することもできた。他方の日本の東北地域も、農業の後継者難や嫁不足、介護の担い手不足といった問題を一時的に解決することになった。

ただし、業者を通じた結婚のなかに偽装結婚の事例も存在した。ビザの申請にあたって、戸籍簿の一時提出は必須だとされるが、戸籍を管理する公安局の職員が不法仲介業者に頼まれて「偽装離婚」<sup>(71)</sup>を黙認するケースもあったという<sup>(72)</sup>。国際結婚の事例ではないが、『朝日新聞』は、1990年代における方正県公安局の職員と仲介業者と移住者とのやりとりについて、つぎのように報道している。

中には戸籍を偽造し、日本に渡った人の親族になりすまして来日する人もいる。ある男性(44)は40万元(約550万円)を仲介業者に払い、妻を残留孤児の娘として、自分はその夫と偽って90年代に日本に入国した。業者は残留孤児の家族に謝礼を、戸籍を管理する警察関係者らにはわいいろを渡して戸籍やパスポートを偽造した。(中略) 男性は「ビザ取得が難しく、身分を偽るしかなかった」と話した。<sup>(73)</sup>

さらに政府の対応に加え、日本語学校の存在は「仲介型国際結婚」とそれによる日本への移住の実現に大きく寄与した。1990年代から2000年代までの方正県都市部では、日本語学校は国際結婚仲介業者と同じように軒を連ねていた。これらの日本語学校には、方正県政府が作ったものもあれば、地元の有力者や日本在住の方正県出身者によって出資されたものも多く含まれていた。そのなかでも、「方正県日本語学校」の規模がもっとも大きかった。同校の設立背景に触ると、日本に移住した残留日本人二世・三世は、「方正の若者と結婚、方正の若者もまた、日本へ帰った若者と連絡しあい、友達になり、婚約し、結婚した。こうなると生活の上で新しい問題が出てきた。言葉が通じないという矛盾である」<sup>(74)</sup>と述べたように、残留日本人二世・三世の婚約

(70) 2025年1月11日にCI-1に、2025年1月17日にCI-2に対して実施したインタビュー調査より。

(71) 事実上、方正県地元の夫と婚姻関係を継続していたにもかかわらず、離婚済みであるかのように装った戸籍を偽造した。

(72) 2025年1月11日にCI-1に対して実施したインタビュー調査より。

(73) 『朝日新聞』朝刊、2010年4月25日。

(74) 王(2011: 21-22)。

者や配偶者の言語的課題への対応が急務だった。こうした状況下で、県政府は、1992年に日本側の方正地区支援交流の会の提案を受け、翌年に同校を開校した。同校だけで、2010年までに5,000人以上の生徒が修了し、そのうち1,309人は結婚を通じて日本へ移住した<sup>(75)</sup>。とりわけ「結婚目的の日本語修了者は2001年に44.4%と高く、2005年には60%の最多に達し、修了者の半数以上が結婚目的で渡日した」という<sup>(76)</sup>。日本語学校は国際結婚仲介業者と提携関係を構築したり、また学校は自ら仲介業務を営んだりして（写真4）、「仲介型国際結婚」を大いに推進した。さらに、日本人男性と結婚した先輩の斡旋を経て、国際結婚を選んだ修了者もいる。かくして、同窓のつながりが形成され、結婚に関する連鎖移住が続いたのである。

最後に、いつでも移動可能なサービスが備わったことである。県の中心部には国際郵送業務代理店や航空券予約・販売代理店が並んでおり（写真5）、インターネットでの予約が普及しなかった時代において、こうした施設の存在が日本への移住を容易にさせた。



写真4 日本語学校を兼営する出国仲介業者  
(2024年7月10日筆者撮影)



写真5 航空券予約・販売店  
(2024年7月10日筆者撮影)

#### 4.3 2010年以降の「仲介型国際結婚」

本稿第1節で述べたように、方正県は特殊な歴史的経験にもとづいて新移民を日本に送り出した僑郷である。残留日本人家族と縁故にある人びとのほとんどが日本への移住を実現したことについて、方正県における新移民の日本への送出は終息に向かった。とりわけ、「仲介型国際結婚」は2010年以降、急速に減少した。これが日本における新規入国「日本人の配偶者等」の人数の推移と同じ動向を示しており、アジアの「仲介型国際結婚」の終焉を反映した一事例でもある。かつて県都市部で軒を連ねていた国際結婚仲介業者はなくなり、就労や留学などを扱う仲介業者でさえわずかである。方正県で長年出国仲介業務に従事していたCI-1は、結婚による移住のみならず、日本への移住全体について、つぎのように語っている。

2010年代初頭までは、残留日本人家族と縁故のある人びとのほとんどが日本に行っていたので、連鎖移住は事実上終わったのです。だいたい2015年以降は、日本へ行く人が少なくなり、とくに2020年以降は急速に減少しています。当然、新型コロナウイルスの影響もありますが、一番の原因是やはり中国人の生活水準が大幅に向上し、日本との所得格差が縮小していることだと思います。結婚による移住は、新型コロナが発生する以前からもうほとんどなくなりました。現在、就労ビザの申請も少ないです。かつて方正県都市部の街には結

(75) 山下ほか（2013: 112）。

(76) 山下ほか（2013: 112）。

婚仲介業者や就労仲介業者があちこちにあったが、今ではほとんど見なくなりました。留学の仲介はまだ一部ありますが、以前ほど多くなく、留学の減少の趨勢がますます顕著になります。需要が少なくなったため、以前の大量の日本語学校が現在のわずか数校に減少しました。<sup>77)</sup>

## 5. おわりに

先行研究のレビューにみられるように、これまで「仲介型国際結婚」に関する研究のほとんどが、受入国文脈から移住の動機と結果（移住後の生活）というふたつの課題に焦点を当てており、結婚の達成に対して送出国がどのような役割を果たしているのか、などの課題については、送出地域社会の視点を取り入れる実証的研究が少ない。そして、方正県は東北地方最大の僑郷であり、代表的な日中間移民回廊（Migration Corridor）の始点として位置づけられるが、これまでの中国国内の僑郷研究においても、日本国内の国際移住・移民研究においても、看過されている。そこで、本稿では、方正県を取り上げ、そこから日本への女性移民の送出プロセスをマクロ水準での社会変動・地域社会の歴史的経験・地域規範と、メゾ水準でのフォーマル／インフォーマルな中間組織の対応、移住者ネットワークを連結しながら明らかにし、とりわけ「仲介型国際結婚」の達成に対する送出地域社会の役割を解明した。

方正県では、1990年代から2000年代にかけて「仲介型国際結婚」が盛んにおこなわれた。こうした結婚は、地縁・親縁によるものと業者を通じたものに分かれていた。前者は、1990年代半ばまでに集中し、残留日本人二世・三世の農村地域での「嫁さがし」を中心としていた。残留日本人および家族は、かつて農村地域で構築してきたネットワークを活用し、農家の若い娘さんを息子の嫁さんとして日本に連れていった。換言すれば、1990年代半ばまでの「仲介型国際結婚」経験者は、日本へ移住する前に農民層にあった。彼女らのほとんどが、同じ農村地域を出た残留日本人家族によって、移住経路を形成された初婚者でもあった。これらの若年女性が移住前後に親密な人間関係にあり、グラノベッターが提唱したストロング・タイズに包まれたのである。

一方、後者はやや遅れて、1990年代後半以降に、個人レベルの仲人や専門的仲介業者を通じて発生した移民産業である。大部分の女性は移住前に農民層にあったが、都市部の低所得者や失業者も存在した。そして、初婚を主とする前者（地縁・親縁によるもの）に比べて、後者のなかに移住年齢が高く、離婚経験をもつ女性が多かった。これらの階層に集中した原因には、農村での貧困な生活状態、強烈な地域規範（「仲介型国際結婚」を実現した女性は「能力がある人だ」とみなされる規範）、社会変動（都市部での国有企業改革と解雇の波）などさまざまなものがある。彼女らの移住経路は、フォーマル／インフォーマルな業者によって用意されたものであった。

いずれにせよ、方正県地域社会の歴史的経験、つまり残留日本人および家族の帰国・移住、方正県と日本政府・民間団体との頻繁な交流事業が「仲介型国際結婚」に関する基盤を築いた。そして、日中の過大な経済格差と、国際結婚をめぐる地域規範、都市部での国有企業改革と解雇の波、受入地域の嫁不足問題が「仲介型国際結婚」の進行を促進した。つづいて、農村地域や日本語学校で高度に集約された人的ネットワークが重要な条件となり、とりわけ残留日本人家族や個人レベルの仲人との連絡に欠かせないものであった。さらに、フォーマル／インフォーマルな中間組織、すなわち、仲人や仲介会社といった業者、公安局などの政府部門（行政）、日系や華僑華人企業、日本語学校、国際移動を容易にさせたサービス代理店、受入側の仲介業者と民間団体が「仲介型国際結婚」の実現に対して、決定的な役割を果たした。とりわけ、行政は方正県政府と日本政府・民間団体との緊密な交流活動が進むにつれて、業者を通じた結婚の達成にむけて、きわめて協力的な姿勢を示すようになった。こうして、地域社会のそれぞれのアクターが密接に作用し、地縁・親縁による結婚においても、業者を通じた結婚移民産業においても、方正県は地域を挙げて地元の女性を日本に送り出したのである。

<sup>77)</sup> 2025年1月11日にCI-1に対して実施したインタビュー調査より。

## 付記

本稿は、2025年5月16日から18日までに暨南大学で開催された「区域国別視野下的華僑華人研究」国際学術会議での報告「中国東北僑郷女性移民的輸出機制研究——以国際通婚為例」に加筆修正したものである。

## 参考文献

## 【日本語文献】

- 青山薫, 2024, 「移民研究とジェンダー研究の統合——ケアワークとしてのセックスワーク考」江原由美子編『ジェンダーと平等』ミネルヴァ書房, 115-175.
- 郝洪芳, 2012, 「業者婚をした中国女性の主体性と葛藤」落合恵美子・赤枝香奈子編『アジア女性と親密性の労働』京都大学学術出版会, 231-252.
- 郝洪芳, 2021, 『東アジアの紹介型国際結婚——グローバルな家族と越境する親密性』明石書店.
- 李善姫, 2023, 『東北の結婚移住女性たちの現状と日本の移民問題——不可視化と他者化の狭間で』明石書店.
- 牧野文敬, 2006, 「方正友好交流の会とODAの関わり」『方正友好交流の会会報・星火方正——燎原の火は方正から』第3号, 27.
- 松崎直子, 2022, 「方正からの残留孤児の子どもを担任して」『方正友好交流の会会報・星火方正——燎原の火は方正から』第34号, 54-55.
- 永吉希久子, 2020, 『移民と日本社会——データで読み解く実態と将来像』中央公論新社.
- 中島茂, 2019, 「生きるために闘ってきた人生」『方正友好交流の会会報・星火方正——燎原の火は方正から』第28号, 54-58.
- 仲野誠, 1998, 「『外国人妻』と地域社会——山形県における『ムラの国際結婚』を事例として」『移民研究年報』第4号, 92-109.
- 大類善啓編集, 2005, 「方正友好交流の会 規約・役員人事」『方正友好交流の会会報・星火方正——燎原の火は方正から』第1号, 19-20.
- 賽漢卓娜, 2011, 『国際移動時代の国際結婚——日本の農村に嫁いだ中国人女性』勁草書房.
- サスキア・サッセン著, 森田桐郎ほか訳, 1992, 『労働と資本の国際移動——世界都市と移民労働者』岩波書店.
- 佐藤隆夫編, 1989, 『農村(むら)と国際結婚』日本評論社.
- 田中奈美, 2007, 「日中結婚のメッカ『方正県』現地ルポ」『新潮45』第26巻第2号, 168-174.
- 王鳳山, 2011, 「方正県日本語学校の創立について」『方正友好交流の会会報・星火方正——燎原の火は方正から』第13号, 21-22.
- 王石諾・三好恵真子, 2024, 「日中『二つの東北』の痛みに向き合いながら生を営むという選択——『単位制』の弱体化や戦争の痕跡を受け止めつつ災害を乗り越えようとする結婚移住した中国人女性の歴史実践」『生活学論叢』45号, 15-29.
- 山田陽子, 2008, 「方正県等からの『中国帰国者』子どもたちへの日本語支援——中国帰国子女教育のはじまり」『方正友好交流の会会報・星火方正——燎原の火は方正から』第7号, 69-75.
- 山下清海・小木裕文・張貴民・杜国慶, 2013, 「ハルビン市方正県の在日新華僑の僑郷としての発展」『地理空間』第6巻第2号, 95-120.
- 吉田照也, 2006, 「千葉県“方正郷”はいま」『方正友好交流の会会報・星火方正——燎原の火は方正から』第2号, 7-9.
- 柳蓮淑, 2005, 「外国人妻の世帯内ジェンダー関係の再編と交渉——農村部在住韓国人妻の事例を中心に」『人間文化論叢』第8巻, 231-240.
- 柳蓮淑, 2013, 『韓国人女性の国際移動とジェンダー——グローバル化時代を生き抜く戦略』明石書店.
- 張龍龍, 2023, 『中国残留孤児第二世代の移住と定着——政策の展開と家族戦略・ライフコース』御茶の水書房.
- 張龍龍, 2025, 「国有企業改革期における中国東北地方失業者の日本への移動メカニズムに関する研究——ミクロ・メゾ・マクロの視点から」『多文化社会研究』第11号, 147-171.

## 【英語文献】

- Johan Lindquist, Biao Xiang and Brenda S. A. Yeoh, "Opening the Black Box of Migration: Brokers, the Organization of Transnational Mobility and the Changing Political Economy in Asia," *Pacific Affairs*, vol. 85, no. 1 (March 2012), pp.7-19.

## 【中国語文献】

- 国务院第七次全国人口普查领导小组办公室主编, 《中国人口普查年鉴2020》中国统计出版社, 2022年。
- 郭相声・曹松先, 《方正僑郷史話》政协方正县文史资料办公室、方正县僑郷历史文化研究学会, 2009年。
- 黑龙江省统计局、黑龙江第六次人口普查办公室主编, 《黑龙江省2010年人口普查资料》中国统计出版社, 2012年。
- 黑龙江省统计局、黑龙江省人民政府第七次全国人口普查领导小组办公室主编, 《黑龙江省人口普查年鉴2020》中国统计出版社, 2022年。
- 张龙龙, 《中日邦交正常化以后中国人的赴日过程》, 《国际社会科学杂志(中文版)》2023年第3期, 188-199页。